

令和元年度第 2 回ふれあい座談会

主催	ふじみ野市聴覚障害者会
テーマ	聴覚障害者が安心して暮らせる街づくり
日時	令和元年 12 月 20 日(金)午後 2 時～4 時
場所	コミュニティセンター第 2 会議室
参加者	15 名（手話通訳 2 名、要約筆記 3 名含む）
市出席者	市長、障がい福祉課長、障がい福祉係長、障がい福祉主事、広報広聴課長、広報広聴課主事
《主な意見等》	
<p>広報広聴課長 それではこれより、ふじみ野市聴覚障害者会様とのふれあい座談会を開催させていただきます。では、まず高畑市長よりご挨拶を申し上げます。</p> <p>《市長挨拶》</p> <p>広報広聴課長 続いて、ふじみ野市聴覚障害者会会長様よりご挨拶をいただければと思います。また、これより会の進行につきましては、団体様にお願いいたします。</p> <p>《ふじみ野市聴覚障害者会会長挨拶》</p> <p>司会（ふじみ野市聴覚障害者会） それでは、進めさせていただきます。まず、ふじみ野市手話言語条例に関するについてお聞きします。平成 28 年度に手話言語条例を制定した際にパンフレットを作成していただき、ありがとうございました。パンフレットの改正について、希望します。</p> <p>市長 皆様のご意見を伺いながら新たに改正したパンフレットを作成してまいりたいと思います。また、広く周知する方法につきましても対応を考えていきたいと思っています。</p> <p>参加者 私たちは、市内の小学校に手話体験で訪問することがあります。パンフレットを学校でコピーして生徒に配布するようお願いしています。その際に手話言語条例について知らない先生も多いので、もっとわかりやすいパンフレットを</p>	

作成して、周知できればと思います。

市長

皆さんの意見を聞きながらもう少しわかりやすいものに変えていきたいと
思います。また、学校に手話体験で訪問しているということですので、教育委
員会を通じて、先生方にも周知していきたいと思います。

参加者

パンフレットの普及の方法について、市役所の窓口や公民館の受付など色々
な公共施設においていただきたいと思っていますが、現在、市役所にあるパン
フレットの残りは何部くらいございますか。

障がい福祉主事

現在は、市役所で保存している残りはございません。社会福祉協議会で保存
していただいています。社会福祉協議会で、新しくきれいに印刷するというこ
とも伺っております。

参加者

その話は初めて伺いました。

障がい福祉課主事

社会福祉協議会から今年の11月にそのような電話をいただき、聴覚障害者
会も知っていると聞いております。

参加者

現在、残りが無いということは、これから学校に手話体験に行く際には、社
会福祉協議会の担当者の方をお願いをすればよろしいですか。

障がい福祉課主事

社会福祉協議会の担当者と一緒に福祉体験事業に行っているのです、皆さんと
調整していると考えていました。

市長

その話につきましては、社会福祉協議会に確認します。

参加者

手話言語条例のパンフレットについて、富士見市のものが見やすいので参考
にさせていただきたいと思います。

市長

参考にさせていただきます。

司会

初めての手話体験講座について伺います。

参加者

私たち地域のろう者が講師となる体験講座を開いてもらいたいと思います。その講座では、日ごろ私たちが困っていることなどを伝えるための講座で、通訳養成講座とは別の体験講座という意味です。

障がい福祉課長

現在実施している体験講座とは違うものとしてということでしょうか。

参加者

はい。

障がい福祉課長

聴覚障害者会の皆様の体験をもとに手話を混ぜながら学んでいく講座ということで理解しましたが、皆さんの意見を聞きながら実施に向けて検討してまいりたいと思います。

参加者

消防関係や救急車などについてですが、突然の腹痛などの急病の際のために消防や救急隊に手話が通じるようになってほしいと思います。救急車で運ばれる際のために簡単な手話ができる人がいると良いと思います。

市長

痛いや辛いというのが少しでも伝わるように手話ができるといいなと思いますが、1台の救急車に9人の隊員が3交代で乗っており、現在は7台ですが、8台の救急車を置くことを検討しています。救急隊員72名の全員が手話ができるようにするのは、難しいかもしれません。

障がい福祉課長

救急車の中には、絵でおなかが痛いなどを指で刺すことができるコミュニケーションボードを積んでいると聞いておりますので、使用するよう周知してまいります。聴覚障害者会の方も積んでいることを知っておいていただけると幸

いです。

参加者

救急車の中で、痛みに耐えるために目を閉じてしまうこともありますので、痛いときは目をつぶってしまうかもしれません。

参加者

私の娘が突然の腹痛で救急隊に来てもらったことがあるが、その時はコミュニケーションボードが使われておらず、あることを初めて知りました。より周知をしていただけると助かります。

司会

手話通訳者派遣事業について伺います。

参加者

通常時派遣と緊急時派遣の説明会と利用者懇談会をそれぞれ年に一回開催して下さい。

障がい福祉課長

説明会の開催については、今年度中に開催する予定でございます。

参加者

説明会と利用者懇談会を分けて2回開催していただけるということですか。

障がい福祉課主事

同時に開催したいと考えております。利用者懇談会の皆さんの意見を聞く会と説明会の通訳の使い方については併せてできる内容だと考えております。

参加者

2回の開催はしないということですか。

障がい福祉主事

併せて開催できると考えておりますが、2回開催したい理由はあるのでしょうか。

参加者

説明会は制度の使い方の説明で、利用者懇談会は私たちがその制度を使いやすいようにするものです。手話通訳登録者がその懇談会に通訳士として参加す

ると意見が言えないこともあるので、2回に分けて開催していただきたいと思います。来年度から、検討していただければと思います。

障がい福祉課主事

毎年開催しております通訳士の運営連絡会の中で通訳士からの同じ意見をいただいておりますので、ご希望に添えるような開催を皆様のご意見を伺いながら検討してまいります。

司会

ふじみ野市の市登録通訳者の身分保障について伺います。

参加者

来年度、市登録手話通訳者の身分が変わると聞いております。市としてはどのように考えているのか伺いたいと思います。

障がい福祉係長

市登録手話通訳者につきましては、本年度まで地方公務員法に基づく非常勤特別職として本市の運営にご協力をいただいておりますが、国の方針等により来年度以降は非常勤特別職ではなくなります。これまで非常勤特別職であった多くの職種は会計年度任用職員となります。市登録手話通訳者の身分については、会計年度任用職員の労働条件（国により決められたもの）等を現在登録いただいている手話通訳者の方々とともに確認したところ、会計年度任用職員に属するものではないとの判断に至りました。来年度以降の手話通訳者の労働条件等については現在検討中ではありますが、現状の労働条件の水準が下がることのないよう調整するとともに、時間単位で謝礼を支払えるようにするなど柔軟に対応できるよう検討してまいります。

参加者

私たちは、通訳派遣をお願いする際に、当たり前のようにお願いしておりますが、通訳者の身分保障がしっかりされていないと、遠くへの派遣の依頼を遠慮してしまいますので、市としてよく考えていただきたいと思います。

障がい福祉課長

非常勤特別職から有償ボランティアという名称に変更になるだけであり、内容は、有償ボランティアで運用する方が皆様にとって利用しやすく、手話通訳者にとっても実情に合った形だと考えておりますので、安心して手話通訳者を使っていただければと思います。

参加者

手話通訳者の方の意見も聞いて検討していただければと思います。

参加者

有償ボランティアでは、職業としては認められないと思います。以前、職業ではないので、保育園では預かれないと言われたと聞きます。通訳者は私たちにとって重要な職業なので、安心して働けるように手話通訳者の身分保障は、大切だと思います。

市長

保育園の件についてですが、通訳者が認められなかったことがあるということでしょうか。

参加者

職業として認められなかったため、保育園に入れなかったと聞きました。市が職業として認めていただきたいと思います。

市長

非常勤特別職であっても、有償ボランティアであっても、職業としての時間が短いと保育にかける要件に認められないことがあります。

参加者

しかし、パートさんが保育園に預けていることがあります。

市長

それも時間によります。パートさんでも勤務時間が足りないと保育に欠ける要件に認められないこともあります。

参加者

手話通訳者には合わない要件かなと思います。このままでは、通訳者を目指す人が増えないと思います。安心した身分保証があれば、安心して依頼でき、目指す人も増えると思います。現在、市登録者は4名であり、少ないと思います。コミュニケーションは必須であり、市としても必須だと思いますので、宜しくお願いします。

市長

皆様が手話通訳士の方々を大切に思っていることは素晴らしいことであり、手話通訳士の環境を整えれば、皆様も手話通訳士を利用やすくなるということ

はわかりましたので、どういう形が望ましいのか私たちも考えてまいります。

司会

難聴者及び中途失聴者のための手話講座について伺います。

参加者

私は中途失聴者ですが、手話を覚えてから友達が増えました。私以外にも中途失聴者はいますので、その方々にも教えています。中途失聴者・難聴者の手話講座は、富士見市でも開催しております。できればふじみ野市でも開催していただきたいと思います。

障がい福祉課長

予算の関係上、今年度すぐにとというのは難しいと思いますが、近隣市町村の状況や内容などを確認して実施に向けて検討してまいります。

参加者

いつの開催でもかまいませんので、難聴者の仲間づくりのためにも開催を期待しております。

障がい福祉課主事

先ほどの手話言語条例におけるパンフレットについて社会福祉協議会に確認しましたので、回答いたします。双方に行き違いがあり、今後は今までどおりパンフレットを市役所で預かりますので、従来通り必要な時に取りに来ていただければと思います。パンフレットの残部は約350部あります。

司会

市報ふじみ野にQRコードを掲載することについて伺います。

参加者

市報ふじみ野に手話レッスンのQRコードを載せていただきたいと思います。市報のスペースの問題もあるということですが、調整できないでしょうか。撮影については、私たちが協力できるかと思います。

広報広聴課長

市報のスペースについては、今後、障がい福祉課と調整し、検討させていただきます。

司会

災害時について伺います。

参加者

停電時の手話通訳者の派遣体制について、停電の際は、私たちは耳からの情報がないので、大変怖い状況が予想されます。秩父市では、防災無線ラジオというものがあり、その機械は字幕が流れ、聴覚障がい者に貸し出しされると聞きました。私たちだけでなく、65才以上の耳が聞こえにくい家庭に貸し出しされると聞いています。ふじみ野市でも防災無線ラジオの貸し出しを検討していただければと思います。

また、防災無線の内容は、メールでも送られると思いますが、停電で使えなくなることもあるので、メールに加えて何かあればより安心できると思います。私たちは文字が羅列されたようなものが苦手な人もいますので、動画のような形で情報を流していただけると良いと思います。

近隣住民と協力しながら災害時に備えると聞いておりますが、最近では近隣住民とのコミュニケーションも薄くなっているようで、市としても聞こえない人がどういう人達か、どういうことで困っているかなどがわかるような講演会などを開催して、たくさんの人に知ってもらう機会があればと思います。また、手話言語条例とはなにかということを経々なところで周知していただければ知ってもらう良い機会になると思います。手話の手の形なども絵で見て市民の人が簡単にわかるような普及活動をしてもらいたいです。

手話通訳の派遣についてですが、災害時の派遣は難しいと思います。市と協定を結んでいる場所からの派遣を期待しますが、その辺について伺いたいです。

市長

災害時の手話通訳士の派遣については、現在のところ決まっておられません。災害時に協力体制がとれる協定を結んだ市町村は、群馬県安中市、山梨県甲斐市、栃木県日光市、長野県飯田市でございますので、改めて手話通訳士の派遣が可能かどうか確認します。ただ、大きな災害時は、派遣するということが自体が難しいかもしれません。遠隔地からお願いすることもあるかもしれません。

参加者

今の話から災害時にすぐに手話通訳士が派遣されるのは難しいと思います。

市長

手話通訳士に限ったことでなく、大きな災害になれば医者や看護師などの派遣も必要になるが、派遣は困難になります。

参加者

避難所には市の職員がいますが、手話がわからない方が多いと思います。市の職員にも手話を覚えていただきたいと思います。また、防災士資格を持った手話通訳士の派遣ができると聞いておりますが、詳しく教えてください。

障がい福祉課長

専任の障がい福祉課主事が防災士資格のある手話通訳士ですので、気軽にご相談いただければと思います。

障がい福祉課主事

災害時の対応について、災害は想定以上のことが起きるため、何かを約束するのは難しいです。その中で大切なのは自助と共助です。聞こえない人の理解がない、手話がわからないというのはその通りかもしれませんが、災害時だけお隣さんと助け合うというのは難しいと思います。災害時だけではなく、防災訓練に積極的に参加したり、普段の生活で地域の人と関わり、日頃の関係性を作ったりすることで、なにが不便なのかなどを分かってもらえる機会になります。また、その関わりの中で皆様からの提案をいただくことで、皆様の被災時にもより良い環境になっていくのではないかと思います。

市長

聴覚障がい者は、大きな災害時に流す防災無線の音が聞こえないと思います。停電時については、テレビも見ることができなくなります。市は、防災無線の内容をFメールで送っていますが、視覚障がい者はメールを見ることができないと思います。このように様々な方がいる中で、できるだけ情報が伝わりやすいように考えてまいります。バンダナにつきましても、これから徐々に準備していきたいと思いますが、まずは避難所にメッセージボードを置くなど、できることから始めていきたいと思います。大きな災害は、いつ起こるかわかりませんので、避難所に逃げてても市職員がいないこともあります。市職員がいないので、体育館のカギを誰かが壊して中に入ることもあるかもしれません。手話通訳士が派遣されないことがあるかもしれません。様々な場合を想定しなければなりませんので、先ほど職員がお話しした通り、みんなが助け合える地域づくりをしていかなければならないと思います。耳の聞こえない人達が何に困っているのか伝えていけるよう努めてまいります。

参加者

マンションの下敷きになった際には、声も出ないので、懐中電灯のような光を発するものがあると良いと思います。助けの人が来ても話すことができないと生きているか分からなくなってしまうと思いますので、光を発するものなど

でコミュニケーションがとれると良いと思います。

参加者

防災訓練で避難所の東原小学校に行ったことがあります。受付で耳が聞こえないことを伝えたが、声で話をされて、何も分からなかった。車いすなど、見てわかる人はすぐに手助けをしておりました。避難所では、近くの人に書いて教えてくださいと伝えたが嫌がられてなかなかやらしてもらえませんでした。また、市の職員は、スピーカーで話していたが、私たちは聞こえません。こういうことがないように、職員の方々にも少しでもいいので、手話を練習していただければと思います。

参加者

避難所では、バンダナではなく、ヘルメットなどのもっと目立つもので私たちは聞こえませんという標示ができると、すぐにわかるので検討いただければと思います。

参加者

バンダナでも、わかりやすいものや光に反射できるものでもよいかもしれません。

市長

目立つものを身につけて聞こえないことを伝えることは良い方法だと思います。バンダナという方法もございますが、用意できない場合は、首からぶら下げるものなど、お金をかけずにできることからでもいいと思いますので、考えていきたいと思います。

参加者

ベストを着てそのベストに記入して利用するもの分かりやすいと思います。

参加者

来年度から公民館の改修工事があり、改修後に公民館の使用が有料化になると聞いております。聴覚障がい者の活動は、他の団体の趣味の活動とは違い、聴覚障がい者の福祉向上のために月に1回の会議と聴覚障がい者が集まって定例会も2か月に1回開催しています。公民館が有料化した場合には、お金を払って会議をするようになるのでしょうか。

市長

工事が終わった時ではなく、4月から減免制度がなくなります。現在も利用

料金が定められていますが、減免により無料で利用されています。公民館も市民の税金で維持管理しております。市内の公民館を維持するために、1年間で億単位のお金が使われています。みんなで少しずつ利用料を負担することで、維持管理費には届きませんが、集めた税金を様々なことに使うために少しずつの負担をしていくということを示しました。利用料金については会議室などの利用については、高額な金額にしておりませんので、5人程度で利用していただければ、小さな負担だと思います。改修工事後ではなく、4月から全ての減免がなくなります。

参加者

ふじみ野市の人口は増えていると聞いておりますが、その分趣味の団体なども増えると思います。新しく公民館を建てる考えはありますか。

市長

公民館などを新しく建てることは考えておりません。ただし、趣味の団体などは増えているというよりは減っているかもしれません。高齢な方がサークル活動などをしており、若い人が入ってこないためなくなっていると思います。

参加者

他の市にはプールがあるがふじみ野市にはなぜないのかと聞かれました。プール事故があってプールをつぶしたと聞きました。私たちが利用する際は、他の市に行かなければならないので、ふじみ野市にも安全なプールがあると良いと思います。

市長

ふじみ野市は、上福岡市と大井町が合併し、昔は上福岡にもプールがありました。大井町のプールは事故の後、廃止にしました。現在、市町村の規模で新しくプールを作っているところはなく、廃止の傾向にあります。川越に県立の水上公園がありますので、そちらをご利用いただければと思います。

参加者

先ほどの公民館の有料化についてですが、私たちの会議は土、日曜日に開催されます。趣味の団体ではないのですが、利用料がかかりますか。

市長

公民館の減免がなくなった場合にも、3時間の利用で400～500円になるのではないかと思います。

参加者

2月か3月くらいに説明会がありますか。

市長

利用者に対して実施する予定です。

参加者

公民館の管理は何課になるのでしょうか。

市長

教育委員会の社会教育課ですが、改修後は公民館ではなく、文化施設になり、その際は文化・スポーツ振興課になります。